

既造成地

大網白里市都市整備課
令和4年4月1日

都市計画法 第34条第12号

開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる開発行為として、災害の防止その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い、都道府県の条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定められたもの

大網白里市都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例 【第7条第4項】

市街化調整区域において、線引きの日前に建築物の建築を目的として造成され、かつ、給水施設、排水施設等が整備されていると認められる土地に、自己の居住の用に供するための専用住宅の建築を目的として行う開発行為

線引きの日前に造成された土地（既造成地）において、自己居住用の専用住宅の建築を目的とする開発行為が該当します。

1. 申請者

- 申請者は、原則として自己居住用の住宅を所有していないこと

2. 申請地

- 既造成地（線引の日前に建築物の建築を目的として造成された土地）であること
- 給水施設、排水設備等が整備されていること
- 原則として、既造成計画の土地の区画形状であること

3. 予定建築物

- 予定建築物は自己居住用の専用住宅であること

備考

※既造成地に該当するかについては、市都市整備課にお問い合わせください